

児童労働および強制労働の禁止に関する企業方針

株式会社西山は、持続可能なビジネス実践と倫理的な行動を重要な基盤として位置づけています。その一環として、児童労働および強制労働の禁止に関する以下の方針を厳守することを誓います。

1. 児童労働の禁止

- 弊社は、児童（法律で定められた就業最低年齢を下回る年齢の者）が労働を行うことを一切許容しません。児童の発育・教育機会を守り、健全な成長を促進するために、児童労働に反対します。
- 雇用にあたっては、公的に発行された身分証明書等により、事前に従業員となる者の年齢を確認しなければならない。

2. 強制労働の禁止

- 弊社は、どのような状況においても強制労働を行うことを許容しません。従業員は自由な意思決定に基づいて労働する権利を有し、威圧、脅迫、違法な制約、奴隷労働などによって強制される労働は断じて受け入れません。

3. 労働環境と人権の尊重

- 全ての従業員に対し、人権を尊重し、尊厳と平等を保障する職場環境を提供します。適正な労働条件、公正な賃金、適切な労働時間を確保し、身体的・精神的な健康を維持することを努めます。

4. サプライチェーンの透明性と監査

- 製品やサービスの提供に関わるサプライヤーとの関係においても児童労働および強制労働の禁止を徹底します。サプライヤーの選定および継続的な監査において、この方針への準拠を厳格に評価し、違反があった場合は是正措置を要求します。

5. 問題の報告と対応

- 弊社の従業員、取引先、または関係者が児童労働や強制労働に関する疑念を持つ場合の連絡先として、匿名で通報が可能な内部通報窓口を弊社総務部に設置し、違反行為の確認時には、適切な是正措置を迅速かつ適切に実施します。

弊社は、この方針を徹底的に実行し、児童労働および強制労働の撲滅に貢献することを誓います。経営陣は、この方針の遵守を監督し、全ての従業員はこれを遵守する責任を持つものとしします。